

# 県土整備企業常任委員会提出資料

## 《所管事項》

(1) 「『みえ県民力ビジョン・行動計画（仮称）（最終案）』に関する意見」への回答	1
(2) みえ県民力ビジョン・行動計画（案）	3
(3) 三重県建設産業活性化プランの策定について	17
(4) 三重県住生活基本計画の改定について	23
(5) 海岸保全施設の緊急対策について	27
(6) 平成23年度包括外部監査結果に対する対応方針	33
(7) 審議会等の審議状況	39

平成24年3月8日

県 土 整 備 部

「『みえ県民力ビジョン・行動計画(仮称)(最終案)』に関する意見」への回答

県土整備企業常任委員会

整理番号	施策名等	主担当部局名	委員会意見	回 答
施策112	治山・治水・海岸保全の推進	県土整備部	<p>県の活動指標の4つについて、すべて比率が使われているが、県内全ての箇所を対象としたものであるため、県民にとって内容や進捗が見えにくいものとなっている。</p> <p>活動指標の考え方や状況等についてわかりやすく説明することで、県民のビジョンに対する理解が進むよう工夫されたい。</p>	<p>県民の皆さんに理解していただきやすいように、県の活動指標について、事業の進捗率を表す指標から事業実施済み延長、戸数、集落数を表す指標に変更しました。</p>



# みえ県民力ビジョン・行動計画

## 《案》

### 県土整備部主担当分抜粋

#### (施策)

- 1 1 2 治山・治水・海岸保全の推進
- 3 5 1 道路網・港湾整備の推進
- 3 5 3 快適な住まいまちづくり

#### (行政運営の取組)

- 行政運営 8 公共事業推進の支援

#### (選択・集中プログラム)

- 緊急課題解決プロジェクト 2 命と地域を支える道づくりプロジェクト

## ● 政策体系一覧

政策	施策
「守る」「命と暮らしの安全・安心を実感できるため」 1 危機管理 ～災害等の危機から命と暮らしを守る社会～	111 防災・減災対策の推進
	112 治山・治水・海岸保全の推進
	113 食の安全・安心の確保
	114 感染症の予防と体制の整備
2 命を守る ～健康な暮らしと安心できる医療体制～	121 医師確保と医療体制の整備
	122 がん対策の推進
	123 こころと身体の健康対策の推進
3 暮らしを守る ～誰もが安全で安心して暮らせる地域社会～	131 犯罪に強いまちづくり
	132 交通安全のまちづくり
	133 消費生活の安全の確保
	134 薬物乱用防止等と医薬品の安全確保
4 共生の福祉社会 ～地域の中で誰もが共に支え合う社会～	141 介護基盤整備などの高齢者福祉の充実
	142 障がい者の自立と共生
	143 支え合いの福祉社会づくり
5 環境を守る持続可能な社会 ～自然を大切にし、環境への負荷が少ない社会～	151 地球温暖化対策の推進
	152 廃棄物総合対策の推進
	153 自然環境の保全と活用
	154 大気・水環境の保全

政策	施策
「創る」「人と地域の夢や希望を実感できるため」 1 人権の尊重と多様性を認め合う社会 ～一人ひとりが尊重され、誰もが参画できる社会～	211 人権が尊重される社会づくり
	212 男女共同参画の社会づくり
2 教育の充実 ～一人ひとりの個性と能力を育む教育～	213 多文化共生社会づくり
	214 NPOの参画による「協創」の社会づくり
3 子どもの育ちと子育て ～子どもが豊かに育つことができる社会～	221 学力の向上
	222 地域に開かれた学校づくり
	223 特別支援教育の充実
	224 学校における防災教育・防災対策の推進
4 スポーツの推進 ～夢と感動を育む社会～	231 子どもの育ちを支える家庭・地域づくり
	232 子育て支援策の推進
	233 児童虐待の防止と社会的養護の推進
5 地域との連携 ～誰もが魅力を感じ、活力のある地域～	241 学校スポーツと地域スポーツの推進
	242 競技スポーツの推進
	251 南部地域の活性化
	252 東紀州地域の活性化
	253 「美し国おこし・三重」の新たな推進
6 文化と学び ～地域の誇りと心の豊かさを育む社会～	254 農山漁村の振興
	255 市町との連携による地域活性化
	261 文化的振興
	262 生涯学習の振興

政策	施策
1 農林水産業 ～食や暮らしと地域経済を支える農林水産業～	311 農林水産業のイノベーションの促進 312 農業の振興 313 林業の振興と森林づくり 314 水産業の振興
2 強じんで多様な産業 ～地域に活力と雇用を生み出す産業構造への転換～	321 三重の強みを生かした事業環境の整備と企業誘致の推進 322 ものづくり三重の推進 323 地域の価値と魅力を生かした産業の振興 324 中小企業の技術力向上支援と科学技術の振興 325 新しいエネルギー社会の構築
3 雇用の確保 ～誰もが働ける社会～	331 雇用への支援と職業能力開発 332 働き続けることができる環境づくり
4 世界に開かれた三重 ～観光産業の振興と国際戦略の展開～	341 三重県営業本部の展開 342 観光産業の振興 343 国際戦略の推進
5 安心と活力を生み出す基盤 ～県民の生活や経済活動を支える基盤の整備～	351 道路網・港湾整備の推進 352 公共交通網の整備 353 快適な住まいまちづくり 354 水資源の確保と土地の計画的な利用

## ●行政運営の取組

- 行政運営1 「みえ県民力ビジョン」の推進
- 行政運営2 行財政改革の推進による県行政の自立運営
- 行政運営3 行財政改革の推進による県財政的確な運営
- 行政運営4 適正な会計事務の確保
- 行政運営5 市町との連携の強化
- 行政運営6 広聴広報の充実
- 行政運営7 IT利活用の推進
- 行政運営8 公共事業推進の支援

## 施策 112 治山・治水・海岸保全の推進

主担当部局：県土整備部

### 県民の皆さんとめざす姿

土砂災害、洪水、高潮、津波など自然災害からの被害を軽減させる「減災」の観点から、地域の実情をふまえた施設整備や適切な維持管理が行われるとともに、県民の皆さんの主体的な警戒避難に資する取組が進み、災害に対して安全・安心な社会づくりが進んでいます。

### 現状と課題

- 局地的な集中豪雨による土砂災害や山地災害、中小河川での浸水被害の発生や、台風の大型化による高潮被害の懸念など、自然災害に対する県民の皆さんの不安は依然として高い一方、県内の河川や海岸の堤防整備などハード対策の水準は依然として低く、効率的・効果的な整備が求められています。
- ■ 東海・東南海・南海地震が連動する大規模な地震発生が想定されていることから、海拔が低い地域などにおける堤防基礎地盤の液状化対策や河口部の水門の耐震対策などにより、地震や津波に対し、海岸保全施設や河川施設等の機能を確保することが求められています。
- 堤防などのハード対策のみによる防災には限界があることから、人的被害の軽減を図るため、ソフト対策のさらなる充実が求められています。
- これまで整備し老朽化してきている治山・治水・海岸保全施設や土砂堆積により機能が低下している河川について、適正な維持管理が求められています。

### 変革の視点

東日本大震災で明らかとなった地震・津波対策や、県内で甚大な被害をもたらした平成 16（2004）年、23（2011）年の土砂災害・風水害対策に係る課題をふまえ、災害防止のための施設整備や維持管理を進めるとともに、効果の早期発現の観点からの被害軽減に向けたソフト対策の充実・強化、地震・津波に対する新たな取組を進めます。

### 取組方向

- 県民の皆さん的生命、財産を守る河川・海岸堤防や治山・砂防施設の整備などのハード対策については、緊急に必要となるものに重点化、効率化を図り、早期に効果を発現させます。
- 大規模な地震・津波による被害を軽減するため、堤防や水門・排水機場等の補強や耐震化、避難に資する防潮扉の動力化等を進めます。
- 自然災害から住民の生命を守ることを最優先とし、的確な避難に資するソフト対策として、水位計、潮位計、ライブカメラ等の設置や浸水想定区域図の作成を行うとともに、市町と連携して土砂災害警戒区域の指定等の取組を進めます。
- これまで整備してきた施設が十分に機能を発揮できるように、老朽化した施設の修繕や河川の堆積土砂の撤去など適切な維持管理を行います。

### 平成 27 年度末での到達目標

自然災害から県民の皆さん的生命・財産を守るために対策に着実に取り組む中、近年の災害による教訓をふまえ、緊急に対策が必要な施設の整備・改修や維持管理が行われているとともに、被害軽減に向けた市町・住民への的確な水防情報の提供など警戒避難に資するソフト対策が充実しています。

### 県民指標

目標項目	現状値	目標値	目標項目の説明
自然災害への対策が講じられている人家数	232,200 戸 (22 年度)	237,100 戸	河川、砂防、海岸、治山事業により自然災害から守られる人家数

### 主な取組内容（基本事業）

#### 11201 洪水防止対策の推進（主担当：県土整備部）

洪水、高潮、津波による災害から、県民の皆さんの生命・財産を守るために、河川堤防等の整備、堆積土砂の撤去、水位計の設置等に取り組みます。

#### 11202 土砂災害対策の推進（主担当：県土整備部）

土石流、がけ崩れ、地すべり等の土砂災害から、県民の皆さんの生命・財産を守るために、砂防施設の整備、土砂災害警戒区域の指定等に取り組みます。

#### 11203 海岸保全対策の推進（主担当：県土整備部）

高潮、波浪、津波による災害から、県民の皆さんの生命・財産を守るために、海岸堤防の整備、防潮扉の動力化等に取り組みます。

#### 11204 治山対策の推進（主担当：農林水産部）

山崩れや土石流等の山地災害から、県民の皆さんの生命・財産を守るために、治山施設の整備に取り組みます。

県の活動指標			
目標項目	現状値	目標値	目標項目の説明
河川整備延長	462.4km (22年度)	464.3km	整備を行った県管理河川延長
土砂災害保全戸数	17,719戸 (22年度)	18,260戸	施設整備により土砂災害から守られている人家戸数
海岸整備延長	281.7km (22年度)	288.4km	整備を行った海岸保全施設延長
山地災害保全集落数	1,487集落 (22年度)	1,571集落	施設整備等により山地災害から守られている集落数

## 施策 3.5.1 道路網・港湾整備の推進

主担当部局：県土整備部

### 県民の皆さんとめざす姿

中部圏と近畿圏を結ぶ高速道路ネットワークが形成されるなど、県民の皆さんの生活や地域の経済活動を支える道路網や港湾の整備が進み、人と人、地域と地域が力強く結ばれ、県内外、海外との交流・連携を広げています。

### 現状と課題

- 三重県の道路整備は道半ばにあり、北・中部地域では東名阪自動車道などで交通渋滞が発生し、南部地域では集中豪雨等により交通が遮断するなど、県民生活に大きな支障を来しており、これらを解消するために、県内道路の早期の整備が求められています。
- 大規模地震や集中豪雨等による地域の孤立を防ぐとともに、東日本大震災を受け、ひとたび被害が発生した場合の救助・救援活動や生活の復興支援の基盤となる「命の道」として、緊急輸送道路（道路改築、橋梁耐震化）の整備等を迅速かつ重点的に進めることができます。
- 今後、施設の高齢化や整備に伴い増加する道路・港湾施設にかかる維持管理コストの増大が予想される中、利用者の安全性、利便性を確保するため、老朽化した施設の改良、更新や道路舗装等の計画的な維持管理、施設の耐震性の向上が求められています。
- 四日市港は、名古屋港と連携しながら背後圏産業を物流面から支え、コンテナのみならず、パルク貨物を含めた総合港湾としての役割を果たしていくことが求められています。

### 変革の視点

県管理道路の整備について、バイパスや二車線整備などの抜本的な改良だけでなく、地域の実情に即し、早期に事業効果の発現できる局部的な改良など、柔軟な対応を織り交ぜながら、地域との連携のもと効果的・効率的な整備を推進します。

### 取組方向

- 式年遷宮を契機とした県内外との交流連携を促進するとともに、防災・医療・産業・観光面等の広域的な交流や効率的な物流による県内外との連携を深めるため、新名神高速道路、東海環状自動車道、紀勢自動車道、熊野尾鷲道路等の高規格幹線道路、北勢バイパス、中勢バイパス等の直轄国道および県管理道路と一体となった道路ネットワークの形成を推進します。
- 大規模地震等において、地域の孤立を防ぎ、円滑な救助・救援および復興活動ができるよう緊急輸送道路ネットワークの形成を推進するとともに、国道1号伊勢大橋等の老朽橋架替や耐震補強対策を進めます。また、港湾の既存施設の耐震強化など防災機能の向上に向けた取組を推進します。
- 交通事故対策や交通弱者への対応など、利用者が安全・安心に利用できるよう施設機能の向上を図るとともに、維持管理計画に基づいた点検・調査により、予防保全的な道路・港湾施設の修繕、更新等を実施し、維持管理コストの縮減や平準化を図りながら施設を良好な状態に保ちます。また、地域住民の参画と協働による道路の清掃や除草等の維持管理の取組を推進します。
- 四日市港については、背後圏産業の国際競争力維持・強化を物流面から支えるため、港湾施設や臨港道路霞4号幹線の整備を促進します。

### 平成27年度末での到達目標

道半ばにある道路網・港湾の現状に対し、県内外との交流・連携に資する道路整備や、大規模地震発生への備えや柔軟な対応など、地域の新たな課題や県民の皆さんとの多様なニーズに的確に対応する道路・港湾の整備が進み、道路・港湾が担うべき機能を強化・充実することにより、利用者の安全性と利便性が向上しています。

県民指標			
目標項目	現状値	目標値	目標項目の説明
県民生活の利便性の向上や地域の経済活動等を支援する道路の新規供用延長	—	94.9km	県内の高規格幹線道路や直轄国道、県管理道路の新規に供用した延長

#### 主な取組内容（基本事業）

##### 35101 道路ネットワークの形成（主担当：県土整備部）

県民生活や地域の経済活動等を支え、防災機能を備えた安全な交通を確保するため、高規格幹線道路、直轄国道および県管理道路と一体となった道路網の整備、緊急輸送道路ネットワークの形成を推進します。

##### 35102 適切な道路の維持管理（主担当：県土整備部）

道路が、快適・安全安心に利用できるよう、施設の機能を適切に維持管理し、路面の舗装等、予防保全的な修繕、更新等を進めます。

##### 35103 四日市港の機能充実（主担当：雇用経済部）

四日市港において、背後圏産業の国際競争力維持・強化を物流面から支えるための港湾施設や臨港道路の整備および住民の安全・安心に向けた取組を促進します。

##### 35104 県管理港湾の機能充実（主担当：県土整備部）

県管理港湾が、効率的・安全に利用できるよう、施設の改良、予防保全的な港湾施設の修繕、更新等を進めます。

県の活動指標			
目標項目	現状値	目標値	目標項目の説明
県内の幹線道路の新規供用延長	—	59.9km	県内の高規格幹線道路や直轄国道の新規に供用した延長
舗装の維持管理指数	5.2 (22年度)	5.0 以上	主要県管理道路において、舗装面調査により得られた、ひび割れ率、わだち掘れ量、平坦性から算出する管理指標の平均値(10点満点で評価され、5.0以上が、安全性・快適性が確保される望ましい値)
四日市港における外貿コンテナ貨物の取扱量	17万TEU	26万TEU	四日市港において1年間(1月から12月)に取り扱った外貿コンテナ貨物の量
県管理港湾の入港船舶総トン数	1,503万トン (22年度)	1,503万トン (26年度)	県管理港湾に入港する船舶(5トン以上)の総トン数

## 施策 3.5.3 快適な住まいまちづくり

主担当部局：県土整備部

### 県民の皆さんとめざす姿

人口減少・超高齢社会に対応した集約型都市構造（コンパクトなまちづくり）の構築が進むとともに、都市基盤の整備やゆとりある住まいづくりが行われるなど、県民の皆さんと共に、住まいやまちづくりのことを考え、地域の個性を生かした魅力あるまちで、誰もが自由に活動し、快適に暮らしています。

### 現状と課題

- 人口減少・超高齢社会の中、持続可能性の高い都市構造の実現が求められています。また、安全で快適な都市生活、災害に強い都市構造をめざし、引き続き街路事業等による都市基盤の整備が求められています。
- ユニバーサルデザインのまちづくりを推進するため、ユニバーサルデザインに対する事業者・設計者等の理解、協力を得ながら商業施設や公共施設などを整備することが求められています。
- 安全安心で豊かな住生活を支える居住環境の構築やそれが享受できる環境の整備、住宅の確保に特に配慮を要する高齢者等への支援が求められています。
- 建築基準法や都市計画法に基づく許認可や違反対策の徹底により、快適な住環境、安全安心な建築物の確保を図ることが求められています。
- 個性豊かで魅力ある景観まちづくりを推進するため、地域住民と行政の協働による修景整備や、良好な景観の形成に向けて、市町の景観づくりへの積極的な取組、景観づくりの全県的な展開などが求められています。

### 変革の視点

これまで進めてきた快適なまちづくりに加えて、人口減少・超高齢社会に対応したコンパクトなまちづくりに向けた取組を進めます。また、東日本大震災による教訓をふまえ、地域の実情に即した災害に強い都市環境・まちづくりに向けた取組を支援します。

### 取組方向

- 集約型都市構造の形成に向け、市町や関係機関と十分調整を行いながら、都市計画区域の見直し等の取組を行います。また、都市交通の円滑化、都市防災、都市環境の保全等の機能を高めるため、鉄道と道路との立体交差化を行う事業に重点的に取り組むほか、街路の整備や電線類の地中化を進めます。
- 市町や関係機関等との連携・協力のもと、ユニバーサルデザインに配慮された施設整備を推進するなど、安全で自由に移動できる誰もが暮らしやすいまちづくりに取り組みます。
- 高齢者への配慮や将来世代にわたって住み続けることができる良質な住宅・居住環境の構築を推進するとともに、適切な情報提供により住宅市場の環境整備に努めます。また、既存県営住宅の機能改善や長寿命化を図り適切な維持管理を行うとともに、住宅の確保に特に配慮を要する高齢者等への支援として、民間賃貸住宅へ円滑に入居できるよう努めます。
- 新築建築物等の完了検査の徹底など建築基準法の遵守を促し、適法な建築物の確保に努めるとともに、特殊建築物の定期報告における適正な維持保全への指導・助言を行うことにより、既存建築物の安全性確保に努めます。
- 県民の皆さんの創意工夫やニーズを反映した協働による景観まちづくりの取組を進めます。また、良好な景観づくりを進めるため、三重県景観計画に基づき、建築物の規制誘導や地域が主体となる景観づくりに向けた支援などを行うとともに、屋外広告物の適正な設置を市町と連携して進めます。

### 平成27年度末での到達目標

これまで進めてきた安全・快適な都市環境を形成するための基盤整備、地域の個性を生かした景観形成やユニバーサルデザインに配慮した施設整備、安全安心で豊かな住環境の整備の取組に加え、都市計画区域の見直しなど集約型都市構造の形成につながる土地利用促進の取組が進むことにより、誰もが魅力を感じ、快適な住まいまちづくりが進んでいます。

## 県民指標

目標項目	現状値	目標値	目標項目の説明
コンパクトなまちづくりが進められている都市計画区域の数	—	9区域	集約型都市構造(コンパクトなまちづくり)の形成につながる土地利用を促進する取組(都市計画制度による土地利用の規制や誘導等)が行われている都市計画区域の数

## 主要取組内容(基本事項)

### 35301 快適なまちづくりの推進 (主担当: 県土整備部)

安全で緑豊かな都市で、円滑に経済活動等を行い、安全・快適に暮らしていることをめざし、都市計画道路などの都市基盤の計画的な整備を図ります。

### 35302 ユニバーサルデザインのまちづくりの推進

(主担当: 健康福祉部)

誰もが安全・快適に利用できる商業施設や公共施設となるよう、駅舎のバリアフリー化など、ユニバーサルデザインに配慮された施設整備を推進します。

### 35303 快適な住まいづくりの推進 (主担当: 県土整備部)

安全で安心して住み続けることができる住環境で、快適さを実感し暮らしていることをめざし、良質な住まいの確保や住宅市場の整備を進めます。

### 35304 適法な建築物の確保 (主担当: 県土整備部)

建築物が、常に安全な状態になっていることをめざし、適法な建築物の確保に取り組みます。

### 35305 参画と協働による景観まちづくりの推進 (主担当: 県土整備部)

地域の個性を生かした景観まちづくりを進めるため、住民との協働による修景整備や景観に配慮した建築物への誘導、景観行政団体に向けた市町支援、県民への普及啓発、違反屋外広告物の是正に取り組みます。

## 県の活動指標

目標項目	現状値	目標値	目標項目の説明
鉄道と道路との立体交差化を行う事業の進捗率	56.1% (22年度)	100%	鉄道と道路との立体交差化(高架化、アンダーパス)を行う事業の進捗率
商業施設等でバリアフリー化された施設数(累計)	2,002 施設 (22年度)	2,845 施設	「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」に基づく認定施設数および「三重県ユニバーサルデザインのまちづくり推進条例」に基づく適合証交付施設数
新築住宅における認定長期優良住宅の割合	24.9% (22年度)	28.0%	住宅着工統計における新築住宅着工件数に占める「長期優良住宅の普及の促進に関する法律」に基づく認定件数の割合
特殊建築物等の維持保全適合率	52.3% (22年度)	59.5%	定期報告が必要な特殊建築物数に対する維持保全が適正に行われている建築物数の割合
市町、県が制定した景観に関する条例等の件数(累計)	29 件 (22年度)	34 件	景観まちづくりを実践していくための指針となる景観条例や景観計画等の件数

## 行政運営 8 公共事業推進の支援

主担当部局：県土整備部

### めざす姿

公共事業の実施プロセスの公正性・透明性を確保し、事業を適正に実施することにより、県民の皆さんの公共事業への信頼感が向上していることをめざします。

### 現状と課題

- 公共事業評価について、適正に運用を図ることにより、公共事業の実施プロセスの透明性を向上させてきました。今後も、公共事業を取り巻く環境等の変化に対応しながら、評価の内容を見直していくとともに、電子調達システムをはじめとするCALS/EC（公共事業の情報化）をさらに進めることにより、公共事業を適正に実施していくことが求められています。
- 入札契約制度については、公共工事の品質を確保し、意欲と技術力があり、地域・社会に貢献している優良な企業が受注できるようになるとともに、価格だけでなく、価格以外の技術的な要素等を考慮する総合評価の客観性・公平性を確保しながら取り組む必要があります。また、公共工事が減少し地域の建設業の疲弊が進む中、工事の品質低下や災害時の緊急対応が課題となっています。

### 変革の視点

これまで、公共事業評価制度の適切な運用、入札契約制度の見直し、入札情報の電子提供など公共事業の実施プロセスの改善を進めてきたところですが、これらの取組に加えて、災害時の緊急対応、地域雇用を支える地域企業の育成を図る取組を進めます。

### 取組方向

- 公共事業評価については、費用対効果だけでなく地域の実情を加味するなど総合的に評価を実施し、適正に事業を実施していきます。CALS/ECについては、蓄積された事業情報の県民の皆さんへの提供や有効活用等に取り組むとともに、各種システムによる事業の効率化を進めます。
- 入札契約制度については、公共工事の公正性・透明性・競争性の確保に引き続き取り組むとともに、総合評価の客観性、公平性を確保し、地域・社会に貢献している優良な企業が受注できるように、制度の改善と適切な運用に取り組みます。また、災害時の緊急対応や地域雇用の確保等のため、技術力を持ち地域に貢献できる建設業の育成に取り組みます。

### 平成27年度末での到達目標

これまで進めてきた公共事業の再評価、事後評価の適切な実施、事業情報の県民の皆さんへの提供と有効活用等を進める取組に加え、地域の建設業者の地域・社会貢献の取組などを評価し、優良な企業が受注できるような入札制度の運用等に取り組むことにより、公共事業が適正に運営されていることをめざします。

### 県民指標

目標項目	現状値	目標値	目標項目の説明
公共事業への信頼度	92.8% (22年度)	96.3%	公共事業評価制度において、「三重県公共事業評価審査委員会」で審査を受け妥当とされた割合と総合評価方式の入札において、地域・社会貢献の取組実績がある企業が受注した件数の割合の平均値

## 主要な取組内容（基本事業）

### 40801 公共事業の適正な執行・管理（主担当：県土整備部）

公共事業が、実施プロセスの公正性・透明性を向上させるよう執行されていることをめざし、社会情勢の変化に対応した地域の実情を加味した総合的な事業評価を行うとともに、蓄積された事業情報の県民の皆さんへの提供や有効活用を進め、事業の効率化を図ります。

### 40802 公共事業を推進するための体制づくり（主担当：県土整備部）

総合評価方式における評価項目の見直しなど、入札制度の改善と適正な運用に取り組み、公共工事の品質を確保するとともに、技術力を持ち地域・社会に貢献できる建設業の育成に取り組みます。

県の活動指標			
目標項目	現状値	目標値	目標項目の説明
公共事業再評価・事後評価達成度	97.1% (22年度)	97.5%	公共事業評価制度において、外部委員で構成される「三重県公共事業評価審査委員会」で審査を受け妥当とされた割合
受注者の地域・社会貢献度	88.4% (22年度)	95.0%	総合評価方式の入札において、地域・社会貢献の取組実績がある企業が受注した件数の割合

# 命と地域を支える道づくりプロジェクト

## 解決すべき課題

- 広域に被害を及ぼす台風や集中豪雨、さらに東海・東南海・南海地震による津波被害など自然災害の脅威は、今後一層深刻化することが予想されており、これらの災害から地域の安全・安心を支える幹線道路等の整備、ミッシングリンク（高速道路がつながっていない状態）の解消が求められています。
- 産業が集積する地域における幹線道路などで交通渋滞が頻発していることや、平成 25（2013）年には式年遷宮を迎えるなど今後さらに多くの来訪者が予想されることから、産業・観光など地域を支える幹線道路等の整備が求められています。

主担当部局：県土整備部

## 県民の皆さんに成果をお届けします（プロジェクトの目標）

- 社会基盤である幹線道路等の整備を進めることにより、大規模地震や異常気象による集中豪雨等の自然災害の脅威に対して地域の安全・安心を支えるとともに、北・中部地域の産業、南部地域の観光など地域の今ある力を生かした新しい三重づくりが進んでいます。

## プロジェクトの数値目標

目標項目	H23 (現状)	H24	H27
命と地域を支える道の供用延長	63.1km (22年度)	86.8km	147.8km

### [目標項目の説明]

- ・県内の高規格幹線道路や主要な直轄国道、地域高規格道路、アクセス道路の供用延長

## プロジェクトの構成

### 実践取組1

#### 「命を支える道づくりに向けた課題」 を解決するために

県民の皆さん命と暮らしを守るため、緊急時の救助・救援、災害時の復旧・復興を担う「新たな命の道」としての幹線道路およびこれらにアクセスする道路の整備を進めるとともに、ミッシングリンクとなっている未事業化区間の早期事業化に努めます。

##### (1) 命を支える道づくりの推進

- ① 緊急時の救助・救援、災害時の復旧・復興を担う「新たな命の道」として紀勢自動車道、熊野尾鷲道路や紀宝バイパスなどの幹線道路について、事業主体と連携・協力し整備を促進するとともに、紀勢自動車道、熊野尾鷲道路にアクセスする県管理道路について、関係機関と連携し整備を推進します。
- ② ミッシングリンクとなっている南部地域の未事業化区間にについて、地域の理解・協力のもと、関係機関と連携・協力を図り早期事業化に向けた取組を進めます。

### 実践取組2

#### 「地域を支える道づくりに向けた課題」 を解決するために

集積する産業や魅力ある観光など、地域の今ある力を生かした三重

づくりを支える基盤として、産業・観光活動に伴い増加する交通需要に対応し、交通渋滞の解消に資する幹線道路およびこれらにアクセスする道路の整備を進めます。

##### (1) 地域を支える道づくりの推進

- ① 交通需要の対応と交通渋滞の解消に向けて整備を進めている新名神高速道路、東海環状自動車道や北勢バイパス、中勢バイパスについて、事業主体と連携・協力し促進を図るとともに、これらと合わせ幹線道路網を形成する四日市湯の山道路、第二伊勢道路、磯部バイパスや東名阪自動車道へアクセスする県管理道路の整備を推進します。
- ② 新名神高速道路亀山西ジャンクションにおいて先送りとなっているフルジャンクション化（名古屋-伊勢方面を双方向に通行できる連絡道路を付加する計画）の実現や桑名東部拡幅（伊勢大橋）の工事着手、北勢バイパスの未事業化区間の早期事業化、新たな道路網の構築に向けた取組について、地域の理解・協力のもと、関係機関と連携・協力を図り推進します。

プロジェクトの年次目標

実 践 取 組 の目標	H23 (現状)	年 次 計 画				
		H24	H25	H26	H27	
実 践 取 組 1	命を支える道 の供用延長  (22年度)	36.6km	55.5km	86.8km	88.6km	88.6km
実 践 取 組 2	地域を支える 道の供用延長  (22年度)	26.5km	31.3km	42.9km	53.1km	59.2km

# 三重県建設産業活性化プランの策定について

## 1. 策定の趣旨

建設業については、良質な社会資本の整備、また、災害時等の安全・安心の確保や地域の雇用など、地域において重要な役割を担っています。

しかしながら、近年の建設投資の減少に伴い受注競争が激化し、建設業を取り巻く経営環境は非常に厳しく、その活力をなくしてきていることから、工事の品質低下への懸念、災害等の緊急対応への不安、また、地域経済への影響などの課題が顕在化しています。

こうしたことから、県では、県民が安全に安心してそれぞれの地域に住むことができる災害に強い県土をつくっていくため、建設産業の活性化に向けた取組を、「三重県建設産業活性化プラン」としてまとめました。

## 2. 策定の経過

県では、建設業界と協議し、有識者で構成する「三重県建設産業活性化プラン検討会議」の意見等を聞くなど、次のとおり策定を進めました。

平成23年 8月 第1回検討会議

10月 県土整備企業常任委員会にて中間案を報告

平成24年 2月 第2回検討会議

3月 県土整備企業常任委員会にて報告、公表

4月 プランに基づく取組を実施

## 3. 取組体制

建設業界の自助努力のもと、県が取り組むもの、建設業界と県が一体となって取り組むものなど、取組の主体とスケジュールを明確にしています。

## 4. 取組期間

「みえ県民力ビジョン・行動計画」の期間にあわせ、平成24年度から平成27年度までを期間（4年間）として取り組んでいきます。



# 三重県建設産業活性化プラン【概要版】

## 建設業の果たす役割

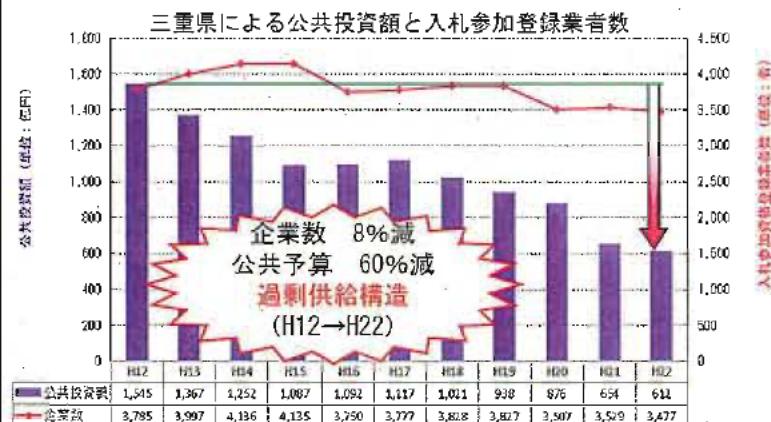
### ◆ 良質な社会資本整備

### ◆ 災害時の安全・安心の確保

### ◆ 地域雇用を支える産業

## 建設業の現状

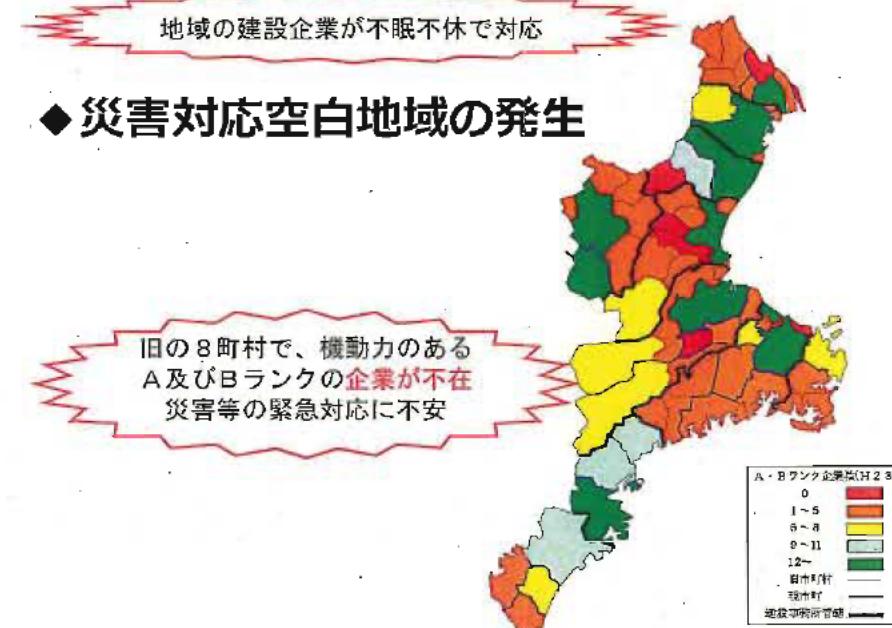
### ◆ 建設投資と企業数



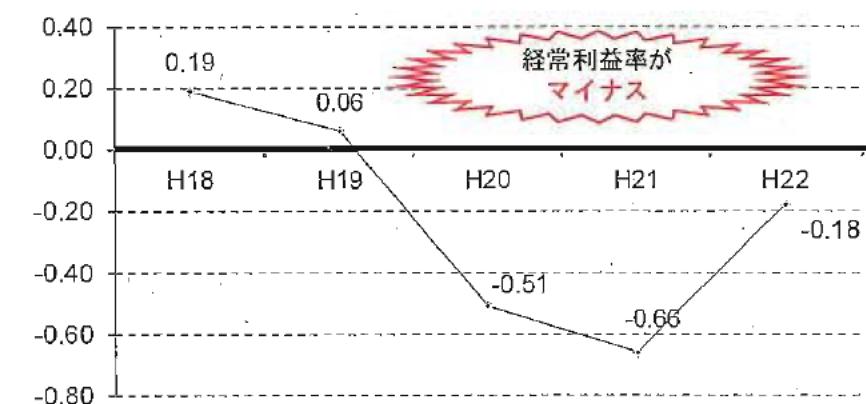
### ◆ 災害時の緊急対応



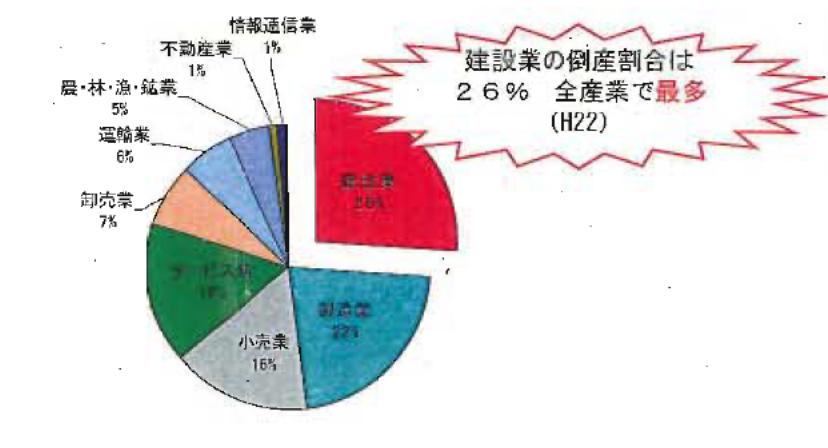
### ◆ 災害対応空白地域の発生



### ◆ 売上高経常利益率 (売上高1億円以上)



### ◆ 産業別倒産件数



## 建設業の抱える課題

### ◆ 工事の品質低下への懸念

- 下請けへのしわ寄せ
- 労働条件の悪化
- 労働災害の発生

### ◆ 災害等の緊急対応への不安

- 災害時の孤立地域の発生
- 道路・河川などの応急復旧
- 鳥インフルエンザの埋却処分等

### ◆ 地域経済への影響

- 経常利益率の低下
- 倒産の多発
- 雇用の減少

将来ビジョン

# 技術力を持ち地域に貢献できる建設業

～確かな技術で地域に必要とされ未来に存続する～

(取組期間：平成24～27年度)

キーワード

## 技術力

—技術力の向上・承継—

## 地域貢献

—地域から必要とされる建設業—

## 経営力

—「技術力」と「地域貢献」を実現—

取組目標

工事成績評定点の平均点

H22 81.8点 ⇒ H27 83.0点

地域・社会貢献に取り組む業者との契約率

H22 88.4% ⇒ H27 95.0%

売上高経常利益率の平均値(売上高1億円以上)

H22 △0.18% ⇒ H27 +0.20%

取組

### 取組1 繼続的な技術力の維持・向上

取組項目

- (1) 品質確保のための技術力向上
- (2) 技術力を持った企業の活用
- (3) 技術力を持った技術者の活用

### 取組2 優れた人材の確保・育成

取組項目

- (1) 新規就業者の確保
- (2) 若手技術者の育成と技術承継

### 取組3 受発注者間の連携強化

取組項目

- (1) 受発注者間のコミュニケーション向上
- (2) CALS/ECの推進

### 取組4 地域の安全・安心の確保

取組項目

- (1) 災害等の緊急対応への取組強化
- (2) 地域維持型の契約方式の導入

### 取組5 地域経済の活性化

取組項目

- (1) 地域雇用の確保
- (2) 地元企業からの資材購入

### 取組6 地域に貢献できる企業の存続

取組項目

- (1) 地域貢献活動の取組強化
- (2) 地域企業の活用推進
- (3) 不良・不適格業者等の排除

### 取組7 経営基盤の強化

取組項目

- (1) 経営の効率化
- (2) 経営相談・各種融資制度の活用・支援
- (3) 企業合併・連携の推進
- (4) 入札契約制度の改善

### 取組8 新分野進出による経営多角化

取組項目

- (1) 新分野進出の支援制度・体制の整備
- (2) 助成金等の活用促進

# 三重県住生活基本計画の改定について

## 第1章 計画の基本的な考え方

### ■ 計画の目的

本県がめざす住生活の将来像とともに、その実現に向けた手法と県・市町・住宅関連事業者・県民の役割分担を明確にし、共有することにより、施策が効果的かつ持続的に展開されることを目的とします。

### ■ 計画の期間

平成32年度までを計画期間とします。

## 第2章 住生活に関する現状と課題

### ■ 計画の見直しに向けた課題

- ・東日本大震災を契機とした災害に強い住まいづくり
- ・高齢者が安心して住み続けられる住まいづくり
- ・環境・エネルギーに配慮した住まいづくり
- ・住宅ストック活用と流通の仕組みづくり
- ・住宅確保要配慮者に対する住まいの確保（住宅セーフティネットの充実）

## 第3章 住生活の将来像と基本方針および施策の体系

### < 基本方針 >

#### ■ 基本方針1 安全で安心できる住生活を支える住まいづくり

### < 実現の方向 >

- ①災害に強い住まいづくり
- ②安心して住み続けられる住まいづくり
- ③住生活の基盤となる住まいづくり

### < 基本的施策 > (第4章)

- ・耐震性の確保
- ・災害に備えた住まいの整備
- ・住まいのユニバーサルデザイン
- ・高齢者ニーズに応じた住まいの確保
- ・適法な住宅の確保
- ・シックハウス等に配慮した室内環境の確保
- ・防犯性に配慮した住まいづくりの推進

### < 将来像 >

“住みたくなる”  
“住み続けたくなる”  
快適で安全な住まいを創出し、人びとと地域の活力に資する住生活

#### ■ 基本方針2 地域の豊かさを実感できる住まいづくり

- ①地域と共に発展する住まいづくり
- ②地域や環境に配慮した住まいづくり

- ・多様な主体の活躍と地域の個性を生かした住まいづくりの推進
- ・県民と地域の住宅関連事業者の信頼関係の構築
- ・地域の活性化とコミュニティの再生
- ・住宅の省エネルギー性能の向上と新エネルギーの普及
- ・良質な住宅ストックの確保
- ・住宅のリサイクルの推進
- ・地域資源の活用

#### ■ 基本方針3 多様な居住ニーズに応える住宅市場の整備

- ①住宅の適切な管理
- ②住宅の円滑な循環利用
- ③住まいに関する情報の蓄積と活用

- ・適切な管理とリフォームの推進
- ・リフォームの効率的な実施と助言
- ・マンション管理の適正化
- ・既存住宅の活用と住み替え支援
- ・適切な住宅市場の形成
- ・住まいに関する総合的な情報提供
- ・住まいの相談体制の整備

#### ■ 基本方針4 住宅の確保に特に配慮を要する人の居住の安定の確保

- ①民間賃貸住宅市場での居住の安定
- ②住宅確保要配慮者に対する公営住宅等の供給

- ・居住支援による安心して暮らせる住まいの実現
- ・住宅の確保に特に配慮を要する人への公的賃貸住宅の供給
- ・公営住宅の適正な管理
- ・良好な公営住宅の環境整備
- ・緊急的・一時的な居住の安定の確保

## 第5章 公的賃貸住宅の供給方針

### ■ 賃貸住宅市場への公的関与の考え方

民間賃貸住宅市場だけでは供給困難な場合に行政が供給促進と直接供給により市場を補完

### ■ 公営住宅供給の方向

- ① 効果的な住宅セーフティネットの構築
- ② 地域財産としての整備
- ③ ストック活用と居住環境の向上
- ④ 供給主体の一元化

### ■ 公営住宅の供給目標量(入居募集戸数)

公的支援が必要な世帯数から算出

10年間の入居募集戸数 8,200戸  
〔既存住宅からの退去に伴う  
入居募集等による〕

## 第6章 住宅および住宅地の重点的供給

大都市法に規定する大都市地域のうち、住宅・住宅地の供給を重点的に図るべき地域(重点供給地域)においては、それぞれに方策を定め、供給を促進します。

\* 重点供給地域のある市町：桑名市・四日市市・鈴鹿市・津市

## ■ 「三重県住生活基本計画(素案)」に関する意見への対応

### (1) 議会からの意見 (県土整備企業常任委員会)

章	頁	意 見	対 応
第4章 4-1 (1)基本方針1 ①災害に強い住まいづくり	40 41	建築構造基準の改正という点では、昭和56年以前の住宅だけでなく、それ以降平成12年までに建築された住宅にも問題があるが、これらの住宅の耐震化にかかる取組はどうか。	建築時には適法に建てられた住宅であっても、構造基準の改正により基準に適合しなくなる部分は、所有者に改善の努力義務が生じることから、県民等への普及啓発を行うことを追記しました。
第4章 4-1 (1)基本方針1 ①災害に強い住まいづくり (1)基本方針1 ③住生活の基盤となる住まいづくり (3)基本方針3 ②住宅の円滑な循環利用	41 45 56	今後、人口減少社会になっていくが、空家や廃屋についての考え方はどうか。	防災の観点から老朽空家の除却、防犯の観点から空家の適正な管理、さらに地域の資産としての空家の活用について記載しています。
第5章 5-1 (3)公営住宅供給の方向 ④供給主体の一元化	71	公営住宅の供給主体の一元化については、計画の期間である平成32年度を目指して市町との管理の一元化を考えているのか。	一元化にあたっては、県と市町で慎重に協議し、段階的に進めていくことを記載しています。
第6章 6-1住宅および住宅地供給の考え方	74 75	大都市法における大都市地域（「中部圏開発整備法」に規定の都市整備区域およびその周辺の自然的条件、社会的条件に密接に関係がある地域）に位置づけられるのはどの市町か。	該当する市町は、桑名市、木曽岬町、いなべ市（一部）、東員町、四日市市、菰野町、朝日町、川越町、鈴鹿市、津市（一部）です。 このうち重点的に住宅および住宅地の供給を図るべき地域は、桑名市、四日市市、鈴鹿市、津市に存在します。
—	—	国は三重県住生活基本計画の内容を把握しているのか。	住生活基本計画の改定については、国に事前協議をするとともに、住生活基本法により、計画を定めたときは国へ報告します。

### (2) 県民からの意見 (パブリックコメント)

章	頁	意 見	対 応
第4章 4-1 (4)基本方針4 ②住宅確保要配慮者に対する公営住宅等の供給	63	D V被害者の緊急避難先として県営住宅に限定した記述となっているが、県営住宅だけでなく市町営住宅・民間住宅に拡げた方がよい。 さらに、避難先が県営住宅以外の場合、県から補助金を出すといった策をとった方がよいのではないか。	D V被害者の入居先としては、県営住宅だけでなく市町営住宅や民間賃貸住宅もあることから、公営住宅の優先入居制度等の周知と民間賃貸住宅等の情報提供を追記しました。 また、保護支援体制が整備された施設から自立していただくことを目標としているので、個人への補助金ではなく、相談や情報提供を通じて住まいの確保を支援します。

(3) 市町からの主な意見(地域住宅協議会等)

章	頁	意 見	対 応
第5章 5-1 (3)公営住宅供給の方向 (4)供給主体の一元化	71	公営住宅の供給主体の一元化について、具体的にどのような手法を考えているのか。	今後県と市町において総合的な行政運営の中で慎重に協議し、特に、県営住宅と市町営住宅が混在した団地等について、段階的に一元化を図ることを記載しています。
第5章 5-1 (3)公営住宅供給の方向 (4)供給主体の一元化	71	県営住宅と市町営住宅の一元化は現時点では困難と考えているが、一元化のメリットは、どのように考えているのか。	一元化のメリットについては、住民の利便性の向上があり、その他にも団地の統廃合についての調整が容易になること、地域づくりの拠点として福祉施設等と一体的整備ができるなどさまざまな施策の展開が可能になると見えています。

(4) 三重県住生活基本計画等策定懇話会からの主な意見

章	頁	意 見	対 応
第1章 1-3 (3)計画の進行管理	6	計画をどう推進していくかが重要である。	施策の実施状況を確認するため、毎年度成果指標の進捗状況を把握し公表するとともに、各主体との連携により、効果的に施策を推進していくことを追記しました。

## ■ 三重県住生活基本計画改定のとりまとめ経過

- (1) 議会  
(県土整備企業常任委員会)  
①平成23年12月13日 平成23年第3回定例会  
②平成24年3月8日 平成24年第1回定例会
- (2) 県民  
(パブリックコメント)  
募集期間 平成23年11月29日～平成23年12月28日(30日間)
- (3) 市町等  
(地域住宅協議会等)  
①平成23年7月28日 第1回地域住宅協議会  
②平成23年11月8日 意見聴取(文書照会)  
③平成23年11月17日 第2回地域住宅協議会  
④平成24年1月30日 意見聴取(文書照会)  
⑤平成24年1月31日 第3回地域住宅協議会  
⑥平成24年2月17日 住生活基本法第17条第3項に基づく協議(文書照会)
- (4) 三重県住生活基本計画等策定懇話会  
①平成23年9月29日  
②平成23年11月15日  
③平成24年2月6日
- (5) 国  
(国土交通省)  
①平成23年11月11日 公営住宅供給目標量に関する事前協議  
②平成24年3月上旬 住生活基本法第17条第4項に基づく協議  
③平成24年3月中旬 國土交通大臣同意  
④平成24年3月下旬 住生活基本法第17条第7項に基づく報告

## 海岸保全施設の緊急対策について

### 1 経緯

県内の海岸堤防については、近い将来、発生が懸念されている東海・東南海・南海地震や、それに伴い発生する津波への対策が求められています。

また、県内の海岸堤防の大部分は、伊勢湾台風後に整備され、築後約50年が経過し、老朽化が進行しています。

このため、老朽化調査結果に基づき、緊急的に補強対策を実施する箇所を選定しました。

### 2 緊急対策実施箇所

- ・対策箇所 200箇所（うち、空洞136箇所）
- ・事業費 約10億円
- ・期間 平成24年度～平成27年度
- ・箇所選定の考え方 堤防内に空洞が確認された箇所  
堤防コンクリートのひび割れが多い箇所

対策箇所

市町	箇所数	海岸名
桑名市	5	長島、城南
四日市	7	富田浜、霞ヶ浦、吉崎
鈴鹿市	34	南長太、下箕田、千代崎港、南若松、白子港、磯山
津市	7	上野、白塚、栗真
伊勢市	19	宇治山田港、松下
鳥羽市	18	鳥羽港、坂手、答志、神島、浦村、国崎、的矢港
志摩市	37	的矢港、安乗、国府、志島、布施田、越賀、御座、越賀浦、和具浦、布施田浦、神明浦、賢島港、迫子、塩屋、浜島港、南張
南伊勢町	34	田曾浦、宿浦、五ヶ所港、内瀬、礒浦、相賀浦、大江、道方、贊浦、吉津港、古和浦、棚橋
紀北町	16	長島港、海野、道瀬、引本浦
尾鷲市	6	尾鷲港、行野浦、三木里港
熊野市	11	須野、二木島港、波田須、木本港、有馬
御浜町	1	阿田和
紀宝町	5	井田、鵜殿港
計	200	

### 3 平成24年度対策予定箇所

- ・対策予定箇所 40箇所
- ・事業費 2億円
- ・箇所選定の考え方 空洞が確認された箇所のうち、背後地に人家が多い箇所

#### 平成24年度対策予定箇所

市町	箇所数	海岸名
桑名市	2	城南
四日市市	2	吉崎
鈴鹿市	7	南長太、下箕田、南若松
津市	2	上野、白塚
伊勢市	3	宇治山田港
鳥羽市	2	鳥羽港、国崎
志摩市	5	安乗、国府
南伊勢町	8	宿浦、五ヶ所港、道方、吉津港
紀北町	4	海野、道瀬
尾鷲市	2	尾鷲港、三木里港
熊野市	3	二木島港、有馬
計	40	

### 4 補強工法の概要

#### ①堤防内に空洞が確認された箇所

堤防上部のコンクリートを撤去し、空洞を土砂で補充した後、コンクリートを復旧する。

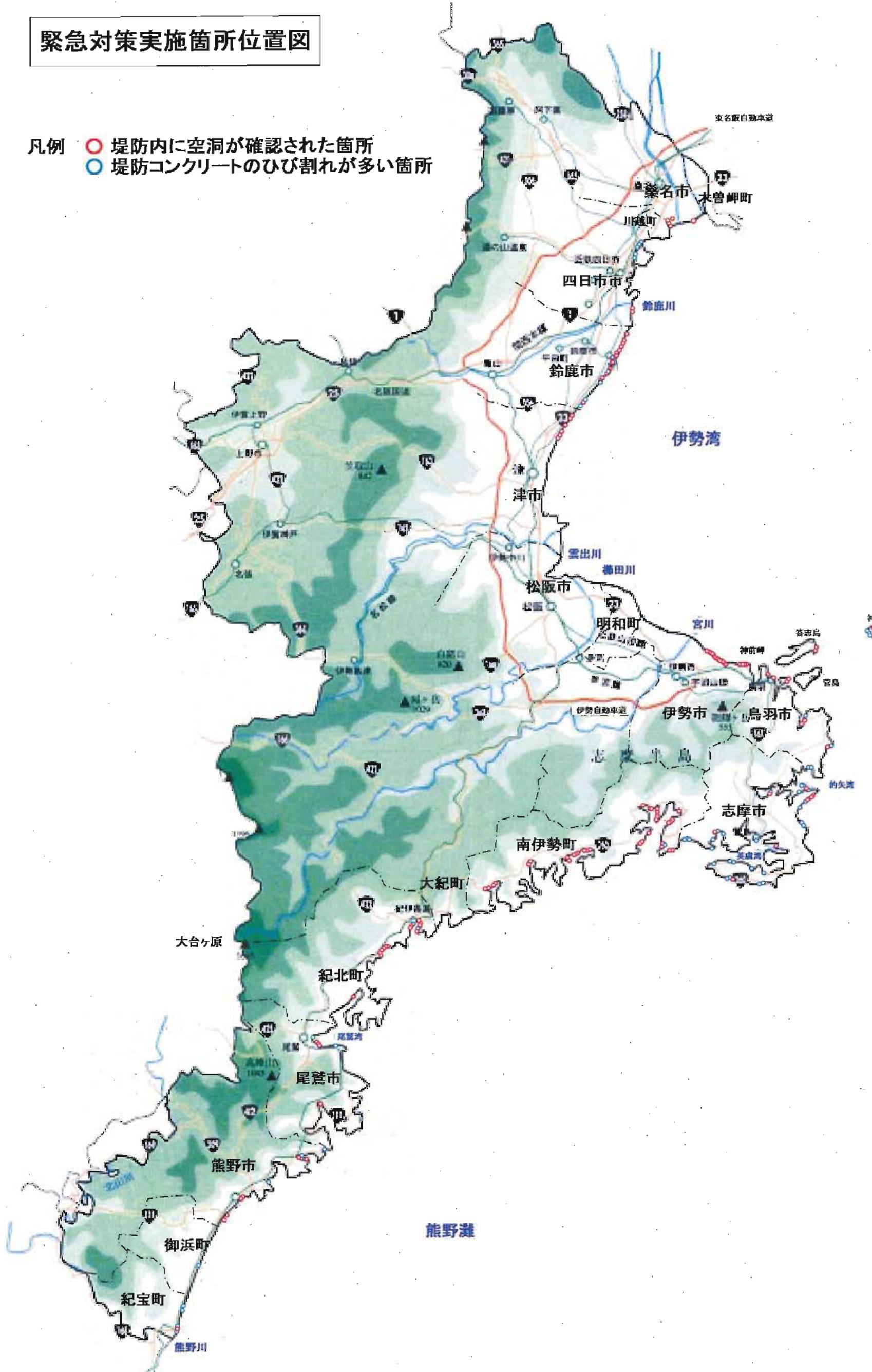
#### ②堤防法面にひび割れが発生している箇所

ひび割れが発生している堤防法面に、張りコンクリートを施工する。

## 緊急対策実施箇所位置図

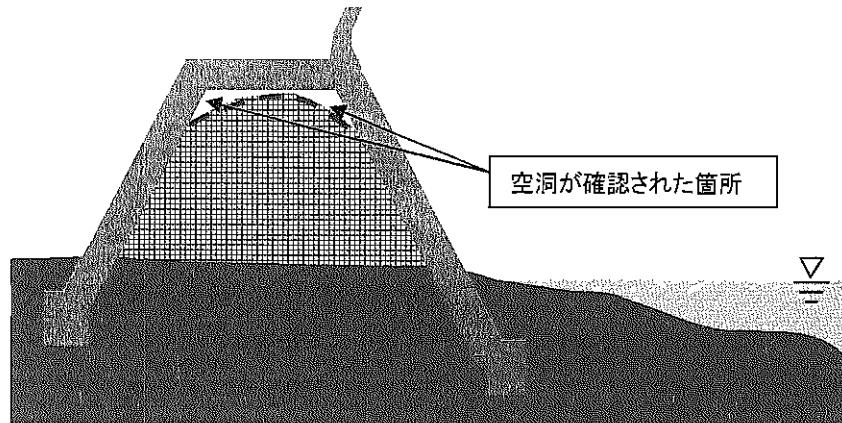
凡例

- 堤防内に空洞が確認された箇所
- 堤防コンクリートのひび割れが多い箇所

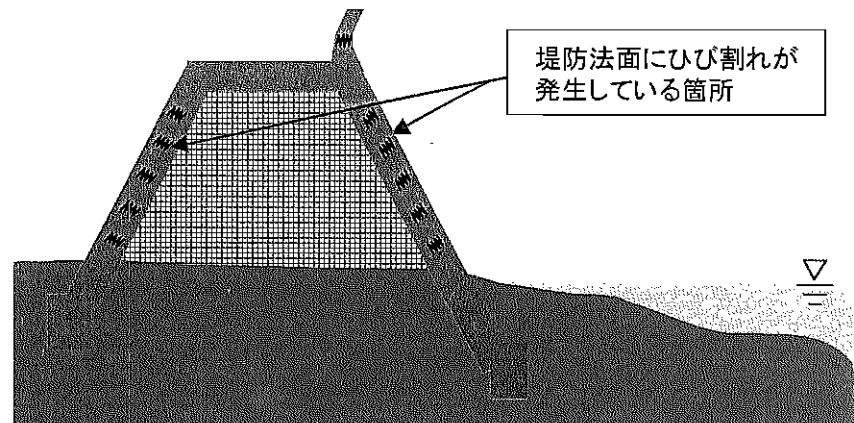


# 補強工法の概要

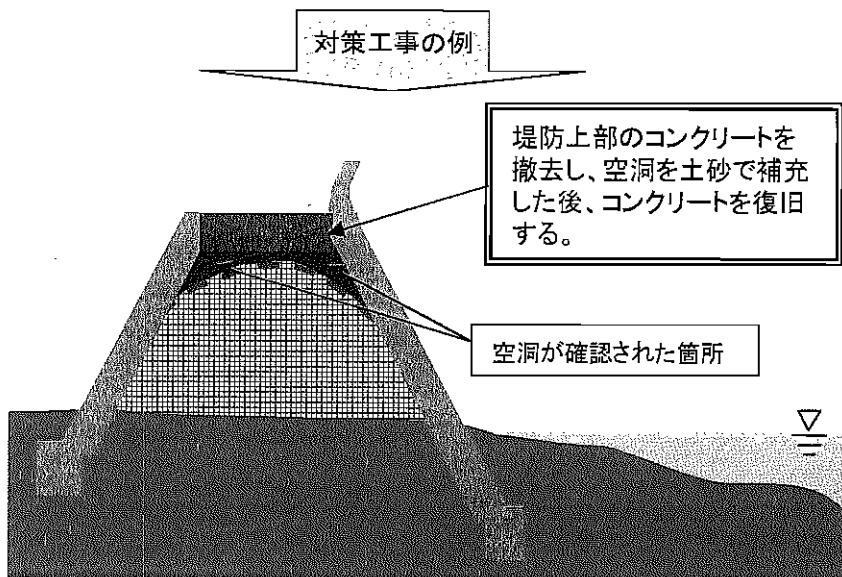
①堤防内に空洞が確認された箇所



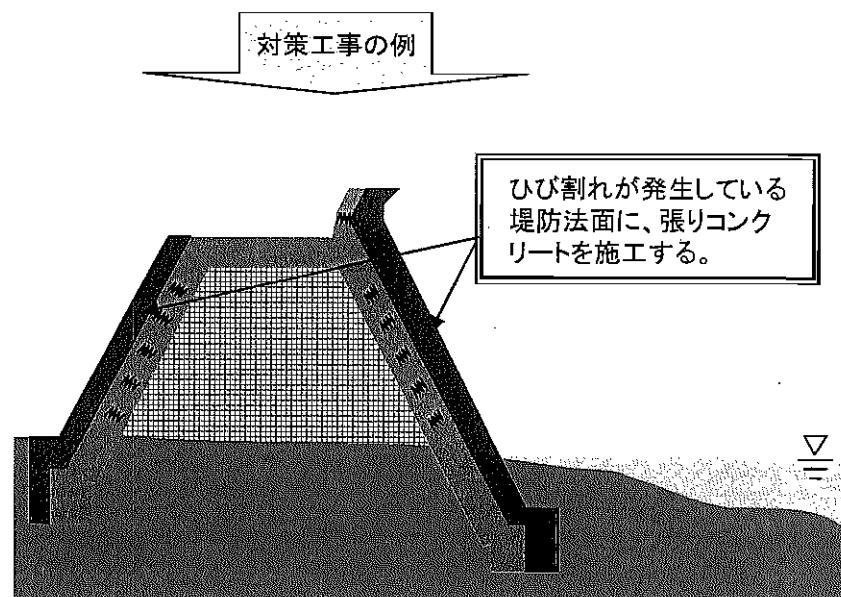
②堤防法面にひび割れが発生している箇所



対策工事の例



対策工事の例





## 平成23年度包括外部監査結果に対する対応方針

### 1 包括外部監査のテーマ

県から損失補償等を受けている団体に関する事務の執行について

### 2 県土整備部における監査対象団体及び監査報告数

施設名	結果	意見	合計
三重県土地開発公社	2	4	6
三重県道路公社	2	3	5
各団体共通	0	2	2
合計	4	9	13

※結果：条例・規則・規程などへの準拠性に関する指摘事項

意見：監査人としての意見を述べたもの

### 3 結果の概要及び対応方針

#### (1) 三重県土地開発公社

##### ア. 先行取得資金の貸付額の切下げについて

◎結果の概要：直近の運用額の推移および先行取得計画上の取得予定額を精査したうえで、先行取得資金の貸付額（41億円）を適切な水準まで切下げて設定すべきである。

◎対応方針：活用実績を踏まえて見直しを行い、平成24年度当初予算案では貸付額を20億円としています。

##### イ. 再取得先との合意形成について

◎結果の概要：土地開発公社が先行取得した第二名神自動車道用地について、県は中日本高速道路株式会社に対して再取得およびその時期について正式に要請を行い、合意形成に向けた措置を早急に講じるべきである。

◎対応方針：県は中日本高速道路株式会社に再取得を円滑に行うよう要請しています。

#### (2) 三重県道路公社

##### ア. 過年度無料開放路線に係る引当金残高について

◎結果の概要：過年度に運営管理していた志摩開発有料道路（パールロード）第2期事業の無料開放時の道路事業損失補填引当金の措置について、その理由を明らかにするため、次年度の財務諸表における注記等により開示することを要望する。

◎対応方針：財務諸表における注記事項にて開示を行います。

##### イ. 道路公社の借入先金融機関への債務保証書の交付について

◎結果の概要：県は、債務保証書を道路公社経由で金融機関に対し交付しているが、直接金融機関に対し交付する必要がある。

◎対応方針：今後は県から直接金融機関に交付します。

## 平成23年度 包括外部監査結果に対する対応方針

テーマ・区分・内容	対応方針	備考
4. 三重県土地開発公社		
(1) 先行取得資金の貸付額の切下げについて【結果】	<p>先行取得資金は県土整備部所管の公共事業の用に供する土地の取得財源として県が一般会計から無利子で土地開発公社に貸し付けるものである。</p> <p>当該資金は年度末日1日を除いて土地開発公社に貸付けてあり、土地開発公社では公共事業用地等先行取得資金貸付契約に基づき利息のつかない決済用普通預金口座に預金してあるため、実際に使われていない分は年度を通じて拘束され、機会損失が生じているといえる。</p> <p>このため、県では既に貸付額の見直しに着手していることであるが、同制度が事業費の予算不足を補い、円滑な用地取得を行うために設けられたものであることおよび県における機会損失の発生回避の観点から、直近の運用額の推移および先行取得計画上の取得予定額を精査したうえで、当該資金の貸付額を適切な水準まで切下げて設定すべきである。</p>	(部局名：県土整備部) 当該資金については、直近の活用実績を踏まえて見直しを行い、平成24年度当初予算案では貸付額を前年度から21億円減額し、20億円としています。  県土整備部 三重県土地開発公社
(2) 工業団地精算引当金の会計処理について【意見】	<p>ニューファクトリー工業団地全体の分譲が完了した時点で剰余金が発生した場合には、団地内の公共施設の管理主体である津市に剰余金を交付することになっており、このため土地開発公社が当該剰余金を工業団地精算引当金として計上しているのは一定の理解ができる。</p> <p>しかし、当該引当金は、区画の売却毎に粗利益相当額を引当金繰入額として費用計上して引当てるものであり、会計基準が予定している将来の特定の費用または損失のための引当金ではない。</p> <p>財務諸表は、土地開発公社の運営の適切な状況を広く土地開発公社の利害関係者に伝えるために作成されるものであり、また、県の作成する連結財務諸表の基礎となっている。当該団地内の未分譲地は残り1区画となり、事業の精算が近づいたことから、今後はその実態をより反映する財務報告を行う必要がある。</p>	(団体名：三重県土地開発公社) これまで土地開発公社の財務諸表に重要な会計方針として当該引当金の説明を記載していますが、今後は所要経費見込額及び精算時に津市へ交付するための剰余金である旨の注記を施し、その実態をより反映する財務報告を行っていきます。  農水商工部 県土整備部 三重県土地開発公社
(3) 元管理センター用地について【意見】	<p>ニューファクトリー工業団地の元管理センター用地は、当初は結成される管理組合への無償譲渡を予定していたため、簿価がゼロとなっており、財務諸表の附属明細表のうち完成土地等明細表には計上されていない。将来、分譲予定地とされた場合、会計方針に定める「個別法による原価法」による算定・評価が適切になされておらず、分譲時に適切な損益計算がなされないこととなる。</p> <p>当該用地の利用方針を定めるとともに、分譲予定地とされた場合、過年度の事業費を適切に配分し直すことにより、当該用地の取得原価を算定するとともに、他の未分譲用地の簿価についても見直す必要がある。</p>	(団体名：三重県土地開発公社) 当該用地の利用方針等については、県、津市、土地開発公社の三者で検討していきます。  農水商工部 三重県土地開発公社

#### (4) 未分譲用地の評価について【意見】

ニューファクトリー工業団地の未分譲用地は1区画のみとなったところであるが、第2工区の造成が完了した平成14年度以降8年半ほど経過して未分譲であることも考慮すると、今後も未分譲用地として保有し続けることにより、売却価額が簿価を下回り損失が発生するリスクがあるため、これに係る貸付金の回収可能性の検討にあたり、分譲の引合い状況や時価動向について今後も留意する必要がある。

(団体名：三重県土地開発公社)

未分譲用地の引合い状況については、今後も県、津市、土地開発公社の三者において情報の共有を行うとともに、近隣地域の地価動向等に留意していきます。

農水商工部

三重県土地  
開発公社

#### (5) 三重県住宅供給公社の解散に伴う処理の検討について【意見】

大仏山地域保有土地は、三重県住宅供給公社から土地開発公社へ有償移管され、取得に必要な金額については土地開発公社が住宅供給公社から無利息で借り入れている。

住宅供給公社の解散によりその資産および負債を設立主体である県が承継するため、住宅供給公社の清算結了までに土地開発公社への貸付金の処理方針が決定されない場合には、当該借入金の相手先は県となる。一方、当該土地の利用については現在、事業主体が未だ決定されてはいない。このような状況が今後も続くことになれば、土地開発公社としては、引き続き当該土地を保有するリスクを負うこととなる。

これらのことから、土地開発公社の損失に帰することのない処理方針を決定する必要があり、住宅供給公社の清算結了までに当該用地の処理方針の決定及び借入金の清算を行う必要がある。

よって、関係する三者においては、当該用地の事業主体・事業手法を含めた詳細な検討動向に応じ、上記の課題に対応するための最適な処理を検討されたい。

(団体名：三重県土地開発公社)

(部局名：県土整備部)

当該土地については、三重県住宅供給公社の清算結了までに借入金の清算を円滑に行えるよう、当該土地の取得の経緯を踏まえて、住宅供給公社、土地開発公社及び関係機関と調整を進めていきます。

県土整備部

三重県土地  
開発公社

#### (6) 再取得先との合意形成について【結果】

土地開発公社が県からの依頼により先行取得した第二名神自動車道用地は、現行の取決め、直近における時価下落状況およびこれまでの経緯を踏まえると、中日本高速道路株式会社による再取得価格は、簿価相当額（事業用地の取得に要した用地費および補償費の合計）を大きく下回る可能性がある。よって、これにより基本協定書第9条第3項に定める「執行に支障が生じた」場合には、県がその責任を負うこととなる。したがって、県は、中日本高速道路株式会社に対して再取得およびその時期について正式に要請を行い、合意形成に向けた措置を早急に講じるべきである。

(部局名：県土整備部)

当該用地については、第二名神自動車道建設予定地に開発許可申請が出されたため公有地の拡大の推進に関する法律に基づき、平成9年に土地開発公社が先行取得しましたが、日本道路公団の民営化等に伴う高速道路事業の停滞や調査設計に時間を要したことから再取得が行われず現在に至っている状況です。

今後は監査結果をふまえ、県は中日本高速道路株式会社に再取得を円滑に行うよう要請していきます。

県土整備部

三重県土地  
開発公社

## 5. 三重県道路公社

### (1) 過年度無料開放路線に係る引当金残高について【結果】

過年度無料開放路線に係る道路事業損失補填引当金は、本来は全額を志摩開発有料道路（パールロード）第2期事業の無料開放時に取崩し、損失の圧縮に使用すべきであったものであり、過年度の措置の理由が政策的判断に基づくものである場合には、その判断根拠を県において明らかにするとともに、道路公社においても当該路線の無料開放のあった年度の財務諸表における注記等により開示すべきであったと考えられる。

以上より、当該措置についてその理由を明らかにするため、次年度の財務諸表における注記等により開示することを要望する。

(団体名：三重県道路公社)

当該措置は30年間の料金徴収期間満了を受け、県へ道路施設を移管する平成18年に行われたものであり、伊勢二見鳥羽有料道路の突発的な災害等に備えた措置です。

なお、平成23年度決算において財務諸表における注記事項にて開示を行います。

県土整備部

三重県道路  
公社

### (2) 料金徴収期間までの収支見込みについて【意見】

現在の唯一の事業である伊勢二見鳥羽有料道路の収支見込みは今後の社会経済情勢等の変化で大きく変動する可能性はあるものの、無料開放時における損失の発生可能性は、一定程度認められる状況であると考えられる。したがって、通行台数については実績推移を踏まえ慎重に見積もるとともに、運営コストの合理化等には今後も継続的に努める必要がある。

(団体名：三重県道路公社)

現在の収支見込みでは、無料開放時（料金徴収期間満了時）における損失の発生はないと予測しています。

今後も収支見込みについては、毎年度の通行台数実績の推移などを踏まえ適時に見直し、併せて、効率的な業務運営を行い運営コストの合理化に継続して取り組んでいきます。

県土整備部

三重県道路  
公社

### (3) 出資金の回収可能性について【意見】

伊勢二見鳥羽有料道路の収支見込みからすると、無料開放時において数億円といった水準の不足額が発生する可能性が一定程度認められる状況である。したがって、出資金17億50百万円の一部が回収できなくなる可能性は、現時点において一定程度存在するものと考えられるため、運営コストの合理化等には今後も継続的に努める必要がある。

(団体名：三重県道路公社)

現在の収支見込みでは、無料開放時（料金徴収期間満了時）に県出資金の回収が可能と予測しています。

今後も効率的な業務運営を行い運営コストの合理化に継続して取り組んでいきます。

県土整備部

三重県道路  
公社

### (4) 収受員の常時待機人数等の見直しについて【意見】

自動収受機2台の監視は、有時の際には管理職である所長が対応することが可能であり、平常時においては一人で対応し得ると考えられる。また、不正防止の観点からは、料金収入の現金は定められた時間帯に複数人で確認すること、また、車両の通行量のカウントは別のモニター（車種判別用踏板）で自動計算され料金収入の理論値が明確に出せることから、事後的に発見が可能である。

したがって、収受員のシフトについて合理化の余地があると考えられるため、検討されたい。

(団体名：三重県道路公社)

収受員のシフトについて、災害時の危機管理や勤務形態等の観点も含めて検討を行っていきます。

県土整備部

三重県道路  
公社

## (5) 道路公社の借入先金融機関への債務保証書の交付について【結果】

<p>県は、運転資金に係る市中金融機関との金銭消費貸借契約毎の単位で、債務保証書を道路公社経由で金融機関に対し交付しており、直接に金融機関に対しては交付していない。</p> <p>本来、保証人の存在とその内容を確認する必要があるのは、主債務者よりもむしろ、物的担保がない状態で貸付を行わざるを得ないゆえに人的担保として債務保証を求める金融機関の方であるから、金融機関に対し直接その意思表示として当該書面の交付を行うべきであり、逆に、敢えてこのような間接的な手続を行う必然性はないと考えられる。したがって、債務保証書を借入先金融機関に対し交付する必要がある。</p> <p>また、政府や地方公共団体金融機構からの借入金に対する債務保証書等の書類は、借入年度が古いためか書類の存在を確認できなかった。県は、これら書類について返済の完了年度までは書類を確実に保管する必要がある。</p>	<p>(部局名：県土整備部) 債務保証書については、今後は県から直接借入先金融機関に交付します。 また、今後は返済の完了年度まで債務保証書等の書類を適切に保管します。</p>	<p>県土整備部 三重県道路公社</p>
--	---	--------------------------

## 8. 損失補償・債務保証の管理等

### (1) 損失補償等の管理について【意見】

<p>損失補償等の契約締結は当面の財政支出を伴うものではないことから損失補償等の残高は増加しやすい傾向にあり、また、損失補償等は損失補償等を受けた団体の破綻等が発生した場合に顕在化し、県は予期せぬ財政上の負担を負うという意味において発生の時期、金額が不確定な債務である。</p> <p>したがって、損失補償等の円滑な管理を行うために、関係各部局において、連携が図れるよう検討を行うことが望ましい。</p>	<p>(部局名：生活・文化部、環境森林部、農水商工部、県土整備部) 損失補償等の管理を円滑に行うために、今後関係団体に対して連携が図れるよう検討を行います。</p>	<p>生活・文化部 環境森林部 農水商工部 県土整備部</p>
--	--	---

### (2) 会計基準への準拠性について【意見】

<p>各団体において会計基準への準拠性に疑問のある会計処理が散見された。財務諸表は、団体の財政状態を把握し、損失補償等の実行可能性を判断するための重要な情報のひとつである。損失補償等の管理と同様に、各担当部局は、各団体が所定の手続により承認された財務諸表入手するだけでなく、各団体が作成する財務諸表が適正な会計基準に準拠して作成しているか等今後一層の指導を行われたい。</p>	<p>(部局名：生活・文化部、環境森林部、農水商工部、県土整備部) 適正な会計基準に準拠して作成されるよう、今後も指導を行います。</p>	<p>生活・文化部 環境森林部 農水商工部 県土整備部</p>
--	---	---



審議会等の審議状況（平成23年11月22日～平成24年2月14日）

(県土整備部)

1 審議会等の名称	三重県公共事業評価審査委員会（第4回）
2 開催年月日	平成23年12月20日
3 委員	委員長 葛葉 泰久 委員 大森 達也 他6名
4 質問事項	三重県公共事業事後評価の審議について 次の県事業について審議が行われた。 1 公共事業事後評価実施事業 ○港湾事業 ・津松阪港（大口地区） ○扱い手育成基盤整備事業 ・津中部地区 ○海岸環境整備事業 ・錦漁港海岸
5 調査審議結果	事後評価の妥当性が認められた。
6 備考	次回開催日： 平成24年2月7日 答申時期： 同日

1 審議会等の名称	三重県公共事業評価審査委員会（第5回）
2 開催年月日	平成24年2月7日
3 委員	委員長 葛葉 泰久 委員 大森 達也 他5名
4 質問事項	三重県公共事業評価結果における今後の対応方針について 平成23年度に行われた4回の委員会の答申を受け、今後の対応方針について報告した。 1 公共事業再評価 全ての再評価実施事業を「継続」とすることとあわせて、再評価結果における今後の対応方針を県から報告 (今年度評価実施事業5箇所) 2 公共事業事後評価 今後計画する事業等に委員会意見を反映させるため、事後評価結果における今後の対応方針を県から報告 (今年度評価実施事業7箇所)
5 調査審議結果	県からの報告について、了承された。
6 備考	次回開催日： 未定

1 審議会等の名称	三重県屋外広告物審議会（第36回）
2 開催年月日	平成24年2月7日
3 委員	会長 浅野 聰 委員 関 俊一 他10名
4 質問事項	1 三重県屋外広告物条例第4条第1項第5号の規定による区域の指定について（津市道栗真中山町一身田駅線のうち、津市一身田地内安楽橋から同地内栄橋までの区域：津市）
5 調査審議結果	原案どおり答申された。
6 備考	次回開催日：未定 答申時期：同日